

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 多機能ホーム木かげ

# 重要事項説明書

仙台市指定 事業所番号 第0495100083号

当事業者は契約者（利用者）に対して（介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供します。事業者の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※多機能ホーム木かげの利用は、原則として仙台市に在住の65歳以上の方で、要介護認定において「要支援1、要支援2」「要介護1～要介護5」と認定された方が対象となります。

## 1. 事業の目的と運営方針

当事業者は、要支援または要介護状態と認定された利用者に対し、適正なサービスを提供することで、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことを目的とします。また、介護保険法の主旨に従って、利用者の意思及び人格を尊重し、小規模多機能型居宅介護計画に基づいて、通い、訪問、宿泊を組み合わせるサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 2. 事業者および事業所の概要

(1) 法人名 : 社会福祉法人 大樹  
所在地 : 仙台市青葉区新坂町6番11号  
代表者 : 理事長 千葉 純治  
連絡先 : 022-341-5686

事業所名 : 多機能ホーム木かげ  
所在地 : 仙台市青葉区西勝山14番8号  
電話番号 : 022-277-0442  
FAX番号 : 022-352-7163  
管理者名 : 浦部 康輔

## (2) 事業所の従業者体制

職 種	業務の内容	人 員	勤務時間
管 理 者	業務の一元的な管理	1名（常勤：介護員と兼務） *職割りは勤務表に明記する	日勤：8:30～17:30
介 護 支 援 専 門 員	居宅サービス計画、小規模多機能型居宅介護計画の作成、各機関と連携・調整	1名（常勤：介護員と兼務）	日勤：8:30～17:30
看 護 職 員	心身の健康管理、保健衛生管理	1名（常勤、専従）	日勤：8:30～17:30
介 護 員	介護業務全般	12名（常勤：うち1名は管理者、 1名は介護支援専門員と兼務、専従10名）	早番：7:00～16:00 日勤：8:30～17:30 遅番：11:00～20:00 遅番：13:00～22:00 夜勤：21:45～翌7:45

## (3) 事業の実施地域、営業時間、定員等

通常の事業実施地域：中山中学校区、三条中学校区及び事業所より概ね4km以内の範囲

営業日 365日

営業時間 24時間

- ① 通いサービス（基本時間）： 9時00分 ～ 17時00分
- ② 宿泊サービス（基本時間）：17時00分 ～ 翌日9時00分
- ③ 訪問サービス（基本時間）：24時間

※ 緊急時及び必要時においては柔軟に上記のサービスを提供します。

登録定員 24名

通所サービスの利用定員 15名

宿泊サービスの利用定員 5名

## (4) 建物、設備等の概要

木かげは、中庭を挟んでⅠ番館・Ⅱ番館の2棟で構成され、1階部分がグループホームとなっており多機能ホーム木かげはⅡ番館の2階部分になります。次の設備等を整備しております。

食堂、宿泊室（5室）、調理コーナー、談話室、浴室、消防用設備（自動火災通報装置・スプリンクラー・消火器等）、エレベーター

### 3. サービスの内容

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行います。

小規模多機能型居宅介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

- ・ 通いサービス…事業所において、生活支援、生活訓練、送迎支援、食事・入浴の提供とサポート、排泄のサポートや早朝からの利用、夕食の提供等を行います。
- ・ 訪問サービス…利用者宅にて、安否確認や関係づくりの為の訪問や食事・入浴の提供とサポート、排泄のサポート、外出支援、通院介助等の日常生活上の支援やサポートを行います。
- ・ 宿泊サービス…一時的な施設への宿泊として、緊急時の対応や自宅で暮らす訓練の為の泊まり、食事・入浴の提供とサポート、排泄等の日常生活上の支援やサポートを行います。

### 4. ご利用料金

別掲、多機能ホーム木かげご利用料金表をご参照ください。

### 5. 料金の支払い方法

事業者は、利用者または利用者代理人に対し、毎月10日までに前月の利用料等の請求書を送付します。請求書には、請求金額を介護保険給付対象分と、介護保険給付対象外に分けた明細書を添付しますので、自動引落しの場合は、当月20日にお届けの預金口座より引き落としさせていただきます。

引き落とし料（150円）は事務手数料として利用者負担とさせていただきます。

銀行振り込み又は現金支払いの場合は、当月の25日までに支払いをお願い致します。

（振込み手数料は、利用者または利用者代理人の負担となります。）

### 6. サービス利用に当たっての留意事項

#### (1) 利用対象者

利用対象者は要支援または要介護と認定された方で且つ次の全てを満たす方となります。

- ①少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ②自傷他害の恐れがないこと
- ③常時医療機関において治療する必要がないこと

#### (2) 留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- ②事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ③従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ④事業者は、利用者の現金及び預貯金等の管理はできません。また、財産の管理運用についても、これを行いません。
- ⑤利用者又はその家族が事業所の施設・設備・物品・敷地等を滅失・破損・汚損した場合等には、自己の費用にて現状に復するか、または相当の代価をお支払いください。

### (3) 禁止事項

利用者（および家族等関係者）は、事業所で次の行為を禁止します。

- ① 事業者や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- ② 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- ③ けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと
- ④ 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
- ⑤ 喫煙すること
- ⑥ 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと
- ⑦ 無断で外出すること
- ⑧ ペットを持ち込むこと
- ⑨ 居室内で火気を使用すること、敷地、施設内で無断に火気を使用すること
- ⑩ その他契約書にて記載されている事項等

### (4) 契約の終了・解除についての留意事項

次に該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 要支援または要介護の認定更新において、利用者が自立と認定された場合
- ② 利用者が死亡した場合
- ③ 利用者及び利用者代理人が事業者に対し、予告、相談期間においてこの契約を解除する場合
- ④ 事業者が契約書第14条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した場合
- ⑤ 利用者が病気の治療等で長期入院やその他の理由により、自宅で生活することが困難となった場合
- ⑥ 利用者が他の介護療養施設等へ入所を希望して、その施設の側で受け入れが可能になった場合

## 7. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置について予め防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

## 8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡等必要な措置を講ずるとともに、ご家族に連絡をします。（サービス利用開始前に利用者またはご家族より主治医に対し、多機能ホーム木かげを利用することや、緊急時に事業所より直接連絡が行く旨を充分ご説明ください。）なお、主治医の対応が困難な場合等は協力医療機関と連携をとり、必要な処置を講じます。

## 9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 10. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

### 1.1. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。  
ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由について記録します。

また、身体面だけでなく精神的な苦痛や羞恥心への配慮など、ケア・サポートに必要な事項であつても配慮を怠らず取り組みます。

### 1.2. 損害賠償について

事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により、万が一事故等が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き速やかに利用者に対して損害を賠償します。

ただし、賠償額は事業者が加入している賠償責任保険の支払い限度内とします。また、利用者に故意又は過失がある場合あるいは利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。

賠償責任保険の名称 事業者賠償責任保険  
保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社

### 1.3. 苦情相談窓口

当事業者における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情窓口 (担当者) 刈屋 貴彦 [職種名] 介護支援専門員  
解決責任者 (担当者) 浦部 康輔 [職種名] 管理者  
受付時間 月～日曜日 9時00分～17時00分  
電話番号 022-277-0442 FAX番号 022-352-7163

公的な苦情受付窓口

宮城県社会福祉協議会「福祉サービス利用に関する運営適正化委員会」  
022-716-9674  
仙台市青葉区役所 介護保険課 022-225-7211 (代)  
宮城県国民健康保険団体連合会 022-222-7700

第三者委員 千田 勝見 022-344-7731 (社会福祉法人大石ヶ原会)  
大和田 伸二 022-214-3723 (大和田伸二税理士事務所)

※公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

#### 1 4. 協力医療機関等

当事業者においては次の協力機関と連携をとっています。

・千葉クリニック	0 2 2 - 2 7 5 - 7 3 3 3
・仙台北訪問看護ステーション	0 2 2 - 2 7 5 - 0 5 1 1
・貝ヶ森きむら医院	0 2 2 - 2 7 9 - 7 2 0 0
・中嶋病院	0 2 2 - 2 9 1 - 5 1 9 1
・千葉デンタルオフィス	0 2 2 - 7 2 7 - 6 4 8 0
・杜のホスピタル・あおば	0 2 2 - 7 1 8 - 8 8 7 1
・イムス明理会 仙台総合病院	0 2 2 - 2 6 8 - 3 1 5 0
・早坂愛生会病院	0 2 2 - 2 6 1 - 1 6 1 1
・ひろせ会 広瀬病院	0 2 2 - 2 2 6 - 2 6 6 1

#### 1 4. 不測の事態のご理解について

ご高齢者が施設を利用するにあたり、十分な安全・衛生管理等を行うよう努めますが、不測の事態（防止不可能な事態）が起こり得る可能性がございます。

以下の内容をご理解いただいた上で、施設をご利用いただく事にご承諾ください。

- I 筋力の低下等を自覚できずに自分の能力以上の事をする方がいます。その場合、ふらつき転倒して骨折などの受傷を負ったり、ベッドから落下し頭部等を受傷したり、脳出血をする事があります。
- II 嚥下障害のある方は、食物を気管のほうに誤嚥して詰まらせる事や肺炎を起こすことがあります。また、普段何の前兆の無い方でも嘔吐した物を詰まらせ窒息することがあります。
- III それまで変わり無く過ごされていても、急性心不全や脳卒中などで突然、重篤な状態に陥る場合があります。
- IV 環境の変化や様々な要因により、苛立ち・ストレスの増大などで、一時的に不穏状態（攻撃的な行動を含む）に陥ったり、認知症の進行によって継続的な不穏状態になる事があります。
- V その他：.....  
.....  
.....

#### 附則

この重要事項説明書は令和6年7月1日より適用となります。

## 個人情報に関する同意書

私並びに家族の個人情報を、多機能ホーム木かげが下記の内容の場合に使用、収集または提供することに同意します。また、広報紙・ホームページでの写真使用、他利用者の家族・施設見学者・施設管理に関する業者等の施設内での遭遇につきましても同意します。

- ・ 介護（ケア）計画の立案、事業所内のカンファレンス（会議）で利用するため
- ・ 運営推進会議で利用するため
- ・ 医療機関、福祉・介護サービス事業者、介護支援専門員、自治体等との連絡調整のため
- ・ 実地指導等、行政からの求めに応じる場合
- ・ 法人内職員研修の事例で使用する場合
- ・ 緊急を要する連絡等の場合
- ・ その他サービス提供で必要な場合

令和 年 月 日

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの開始に当たり、契約書及び本書面に基づき重要な事項、個人情報に関する同意書を説明し交付しました。

<事業者>

多機能ホーム木かげ

説明者

職名 管理者 氏名 浦部 康輔 印

私は、契約書及び本書面に基づいて事業者から指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスについて重要事項、個人情報に関する同意書の説明を受け同意しました。

<契約者（利用者）>

住所

氏名 印

<利用者代理人（ご家族）>

住所

氏名 印

(続柄 )

## 〔別掲〕多機能ホーム木かげ ご利用料金表

介護保険給付対象サービスを利用した場合は介護報酬の1～3割がご利用者様の自己負担額となります。負担割合については仙台市から発行される「介護保険負担割合証」をご確認ください。

### (1) 基本料金：介護保険自己負担分

介護区分	1ヵ月あたり				1日あたり			
	単位数	1割	2割	3割	単位数	1割	2割	3割
要支援1	3,450	3,564円	7,128円	10,692円	113	117円	234円	351円
要支援2	6,972	7,202円	14,404円	21,606円	229	237円	473円	710円
要介護1	10,458	10,804円	21,607円	32,410円	344	356円	711円	1,066円
要介護2	15,370	15,878円	31,755円	47,632円	506	523円	1046円	1,568円
要介護3	22,359	23,097円	46,194円	69,291円	735	760円	1,519円	2,278円
要介護4	24,677	25,492円	50,983円	76,474円	812	839円	1,678円	2,517円
要介護5	27,209	28,107円	56,214円	84,321円	895	925円	1,849円	2,774円

※ 月の途中から登録した場合や月の途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りした利用料となります。  
また、月の途中で介護区分が変更になった場合もそれぞれ日割り計算となります。

### (2) 介護保険各種加算の自己負担分

※初期加算・看取り連携体制加算を除き1か月当たりの料金。 ■印が基本料金に加算となります。

(認知症加算、看護職員配置加算、看取り連携体制加算、訪問体制強化加算は要介護のみ該当)

	項目	1割	2割	3割	備考
■	初期加算 (1日につき)	31円	62円	93円	利用開始より30日間のみ加算
■	認知症加算 III * 認知症加算 I から変更	785円	1,570円	2,355円	認知症の方で日常生活自立度のランクがⅢ以上の方
■	同 IV * 認知症加算 I から変更	476円	951円	1,426円	要介護2の認知症の方で日常生活自立度のランクがⅡの方
■	看護職員配置加算 I	930円	1,860円	2,790円	常勤専従の正看護師の配置による加算
□	同 II	724円	1,447円	2,170円	常勤専従の准看護師の配置による加算
□	同 III	496円	992円	1,488円	常勤換算1人以上の看護師の配置による加算
■	看取り連携体制加算 (1日につき)	67円	133円	199円	死亡日から死亡日前30日間のみ加算 事前に介護計画を説明し、同意を得ます。



■	訪問体制強化加算	1,033円	2,066円	3,099円	訪問を担当する常勤職員を2人以上配置
■	総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	1,240円	2,480円	3,720円	計画について多職種共同で随時見直しをし、地域活動への参加の機会を確保します。
■	サービス提供体制強化加算Ⅰ	771円	1,549円	2,325円	厚生労働大臣が定める基準に適合している職員配置による加算です。
□	同 Ⅱ	662円	1,323円	1,984円	
□	同 Ⅲ	362円	723円	1,085円	
■	科学的介護推進体制加算	42円	83円	124円	科学的介護情報システム[LIFE]を用い、ご利用者様の状態やケアの内容を厚労省へ提出することでサービスの質の向上を目指します。

■介護職員処遇改善加算Ⅰ

\*基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数×149/1000単位が加算になります。

例) 要支援1 (805円) ～ 要介護5 (4,742円)

※ (1) (2) の料金につきましては、介護保険上の計算方法・端数処理によって、若干請求金額が異なります。

(3) その他の費用

- ① 食費 朝食 (400円)・昼食 (600円)・夕食 (600円) / 1食
- ② 宿泊費 (3,000円) / 1泊
- ③ おむつ代等 パット代 (50円)、おむつ・紙パンツ代 (100円) / 1枚
- ④ 日常生活品 (雑貨) 個人用洗面具等 (実費)
- ⑤ 紙粘土、絵画など個人の趣味活動で利用者が使う材料費等
- ⑥ 個人の外出時にかかる活動費